

第2号様式(第5条関係)

事業計画書

団体名

(単位 千円)

優先 順位	事業名	全体計画		年度 事業費	財 源 内 訳						予算計上 の有無	事業 概要	事業 効果	
		総事 業費	事業 期間		国 庫 支出金	県支 出金	分担金 その他	地方債	振興 資金	一般 財源				
	計													

注 この様式は、資金の種別ごとに作成すること。

第三号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第7条関係)」とし、「第  
年 月 日」を「山梨県知事 氏 名殿」を「山梨県知事  
殿 印  
」とし、「市町村長 氏 名印」を「市町村長  
名印」を「市町村長  
」とし、「づけ第」を「付け 第」とし、「2 事業名  
3 融通希望期日 年 月  
日」を「2 事業名」に改める。  
第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第7条関係)

市町村振興資金融通事業実施状況調

団体名  
(単位 千円)

事業名	総事業費	年度 事業費	財 源 内 訳					契約の 方 法	契 約 年 月 日	工 期	完 成 年 月 日	進 捗 率 %	経費支出状況			備 考
			国 庫 支 出 金	県 支 出 金	そ の 他 特 財	振 興 資 金	一 般 財 源						支 払 区 分	年 月 日	金 額	
													前 金			
													出来高			
													精 算			
計																

注 この様式は、資金の種別ごとに作成すること。

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県市町村振興資金条例施行規則の規定に基づき提出されている申込書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県市町村振興資金条例施行規則の規定に基づき提出された申込書その他の書類とみなす。

### 山梨県規則第四十六号

山梨県辺地振興条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県辺地振興条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県辺地振興条例施行規則（昭和四十年山梨県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「辺地対策事業計画書（第二号様式）」を「次に掲げる書類」に改め、同条に次の三号を加える。

- 一 辺地対策事業計画書（第二号様式）
  - 二 事業の設計書又はこれに代わる概要書
  - 三 事業の施行箇所等を明確に図示した辺地の地図
- 第九条中「次の各号に」を「次に」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
- 三 完成検査調査書又はこれに代わる書類
- 第二号様式を次のように改める。

辺地対策事業計画書

市町村名

(単位 千円)

優先 順位	事業名	全体計画		年度 事業費	財 源 内 訳						予算計上 の有無	事業 概要	事業 効果	
		総事 業費	事業 期間		国 庫 支出金	県支 出金	分担金 その他	地方債	振興 資金	一般 財源				
	計													

「文書番号」  
日 年 月

殿 「山梨県知事」  
氏 名

「市町村長」  
氏 名

「年度辺地振興資金について、下記」  
日付け 第 号

定のあつた「年度辺地振興資金を次」  
「いたしたい」  
「したい」  
第 号

業 名 「2 事業名」

入希望期日 年 月 日

第 回の継続を次のように希望。

第4号様式(第9条関係)

辺地対策事業実施状況調書

市町村名  
(単位 千円)

事業名	総事業費	年度事業費	財源内訳					契約の方法	契約年月日	工期	完成年月日	進捗率 %	経費支出状況			備考
			国庫支出金	県支 出金	その他 特財	振興 資金	一般 財源						支払 区分	年月日	金額	
													前金			
													出来高			
													精算			
計																

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県辺地振興条例施行規則の規定に基づき提出されている申込書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県辺地振興条例施行規則の規定に基づき提出された申込書その他の書類とみなす。

### 山梨県規則第四十七号

山梨県過疎地域振興条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県過疎地域振興条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県過疎地域振興条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「過疎対策事業計画(第二号様式)」を「次に掲げる書類」に改め、同条に次の三号を加える。

- 一 過疎対策事業計画書(第二号様式)
  - 二 事業の設計書又はこれに代わる概要書
  - 三 事業の施行箇所等を明確に図示した地図
- 第八条中「次の各号に」を「次に」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
- 三 完成検査調査又はこれに代わる書類
- 第二号様式を次のように改める。



過疎対策事業計画書

市町村名

(単位 千円)

優先 順位	事業名	全体計画		年度 事業費	財 源 内 訳						予算計上 の有無	事業 概要	事業 効果	
		総事 業費	事業 期間		国 庫 支出金	県支 出金	分担金 その他	地方債	振興 資金	一般 財源				
	計													

第三号様式「第3号様式」や「第3号様式(第8条関係)」の「文書番号日」  
「年 月 日」の「山梨県知事 氏 名殿」や「山梨県知事 殿」  
の「市町村長氏 名 印」や「市町村長 印」  
の「年度過疎地域振興資金について、」の「年 月 日」  
の「年度過疎地域振興資金を」の「2 事業 名」  
の「3 借入希望期日」  
の「年 月」  
の「2 事業 名」の「日」  
第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第8条関係)

過疎対策事業実施状況調査書

市町村名  
(単位 千円)

事業名	総事業費	年度 事業費	財源内訳					契約の 方法	契約 年月日	工期	完成 年月日	進捗率 %	経費支出状況			備考
			国庫 支出金	県支 出金	その他 特財	振興 資金	一般 財源						支払 区分	年月日	金額	
													前金			
													出来高			
													精算			
計																

附則

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県過疎地域振興条例施行規則の規定に基づき提出されている申込書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県過疎地域振興条例施行規則の規定に基づき提出された申込書その他の書類とみなす。

山梨県規則第四十八号

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「当該重度心身障害者の心身障害の等級を証する所轄福祉事務所長の証明書」を「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する身体障害者手帳又は山梨県療育手帳交付規則(平成十五年山梨県規則第二十九号)第一条に規定する療育手帳(これに類する手帳で、他の都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市長が交付したものを含む。)(の写し)」に改める。

第二条の二中「条例第七条の規定により貸付けの決定をした日の資金運用部資金法(昭和二十六年法律第九号)第六条第一項に規定する資金運用部資金の地方公共団体に対する貸付けに係る」を「財政融資資金法(昭和二十六年法律第九号)第二条に規定する財政融資資金で、高齢者及び障害者の住宅整備に必要な資金の貸付事業の財源として地方公共団体に貸し付けるものに係る条例第七条の規定により貸付けの決定をした日」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第四号の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けを行う高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金(以下「居室等整備資金」という。)について適用し、同日前に貸付けを行った居室等整備資金については、なお従前の例による。

山梨県規則第四十九号

山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県児童福祉法施行細則(昭和六十二年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び児童福祉法施行規則」を、「児童福祉法施行規則」に改め、「省令」という。)の下に「及び里親の認定等に関する省令(平成十四年厚生労働省令第四百十五号。以下「里親省令」という。)」を加える。

第六条第一項中「第十条第一項」を「第九条第四項」に改める。

第八条を次のように改める。

(里親の認定及び登録の申請)

第八条 里親省令第六条第一項(里親省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)(及び第九条(里親省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。))の規定による申請は、里親認定(登録)申請書(第五号様式)により行わなければならない。

第八条の次に次の四条を加える。

(里親の認定及び登録の取消しの申請)

第八条の二 里親省令第八条第五号(里親省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)(及び第十一条第三号(里親省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。))の規定による申請は、里親認定(登録)取消申請書(第五号様式の二)により行わなければならない。

(里親の登録の更新の申請)

第八条の三 里親省令第十条第一項(里親省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。))の規定による更新の申請は、里親登録更新申請書(第五号様式の三)により行わなければならない。

(里親の登録の変更の届出等)

**第八条の四** 里親省令第十三条第一項(里親省令第十五条、第十七条及び第二十條において準用する場合を含む。)の規定による届出は、里親登録変更届(第五号様式の四)又は里親受託児童事故発生届(第五号様式の五)により行わなければならない。

2 里親省令第十三条第二項(里親省令第十五条、第十七条及び第二十條において準用する場合を含む。)の規定による届出は、里親受託児童辞退届(第五号様式の六)により行わなければならない。

(保護受託者の希望の申出)

**第八条の五** 省令第三十条の規定による申出は、保護受託者希望申出書(第六号様式)により行わなければならない。

第十二条の二の見出し中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に改め、同条中「児童居宅生活支援事業開始届」を「児童居宅生活支援事業等開始届」に改める。

第十二条の三の見出し中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に改め、同条中「児童居宅生活支援事業変更届」を「児童居宅生活支援事業等変更届」に改める。

第十二条の四の見出し中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に改め、同条中「児童居宅生活支援事業廃止(休止)届」を「児童居宅生活支援事業等廃止(休止)届」に改める。

第十八条中「里親希望申出書及び保護受託者希望申出書」を「第八条から第八条の五までに規定する書類」に改める。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
電話番号

里親認定（登録）申請書

次のとおり里親になることを希望しますので、里親の認定等に関する省令第6条第1項（第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）及び第9条（第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

希望する里親の種類	養育里親		親族里親		短期里親		専門里親
	氏名	生年月日	年齢	性別	続柄	職業	健康状態
里親希望者 及びその者 と同居する 者							
養育予定児 童（親族里 親のみ）	氏名	生年月日	年齢	性別	続柄	職業	健康状態
里親になること を希望する理由							

注1 この申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 里親希望者及びその同居の家族の履歴書
- (2) 里親希望者の居住する家屋の平面図

2 「希望する里親の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください（複数可）。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

印

里親認定(登録)取消申請書

次の里親の認定(登録)を取り消したいので、里親の認定等に関する省令第8条第5号(第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)及び第11条第3号(第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定により申請します。

- 1 認定(登録)番号
- 2 取消しを申請する里親の種類

第5号様式の3（第8条の3関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏 名 印  
電話番号

里親登録更新申請書

次の里親の登録を更新したいので、里親の認定等に関する省令第10条第1項（第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

- 1 登録番号
- 2 更新を申請する里親の種類



年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏 名 印  
電話番号  
(登録番号 )

里親登録変更届

次のとおり登録を受けた事項に変更があったので、里親の認定等に関する省令第13条第1項（第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

変 更 前	変 更 後

第5号様式の5（第8条の4関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏 名 印  
電話番号  
(登録(認定)番号 )

里親受託児童事故発生届

次のとおり受託している児童について事故が発生したので、里親の認定等に関する省令第13条第1項（第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

- 1 受託児童の氏名
- 2 事故発生年月日 年 月 日
- 3 事故の種類
- 4 事故の状況
- 5 事故への対応

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏 名 印  
電話番号  
(登録(認定)番号 )

里親受託児童辞退届

次のとおり受託している児童の養育が困難になったので、里親の認定等に関する省令第13条第2項（第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

- 1 受託児童の氏名
- 2 理由

第六号様式(第6号様式(第8条関係))と「第6号様式(第8条の5関係)」を改める。

第十号様式の二中「児童居宅生活支援事業開始届」と「児童居宅生活支援事業等開始届」及び「児童居宅生活支援事業」と「児童居宅生活支援事業等」と並び「又は児童短期入所事業」と並び「児童短期入所事業又は児童自立生活援助事業」並び「に係る」と並び「及び児童自立生活援助事業に係る」と並び「に係る」。

第十号様式の三中「児童居宅生活支援事業変更届」と「児童居宅生活支援事業等変更届」並び「児童居宅生活支援事業に」と並び「児童居宅生活支援事業等に」と並び「並び」。

第十号様式の四中「児童居宅生活支援事業廃止(休止)届」と「児童居宅生活支援事業等廃止(休止)届」並び「児童居宅生活支援事業」と並び「児童居宅生活支援事業等」を改める。

**附則**  
(施行期日)  
1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)  
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県児童福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県児童福祉法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

**山梨県規則第五十号**

山梨県立育精福祉センター管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立育精福祉センター管理規則の一部を改正する規則  
(山梨県立育精福祉センター管理規則の一部改正)

第一条 山梨県立育精福祉センター管理規則(昭和四十七年山梨県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「設置」の下に「及び管理」を、「昭和四十七年山梨県条例第四号」の下に「。以下「条例」といふ。」を加える。

第二条の見出し中「定員」を「措置入所に係る定員」に改め、同条中「業務の区分による入所」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号及び知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定による入所(以下「措置入所」といふ。))に係る業務」とに改め、同条の次に次の一条を加える。

(短期入所事業等の定員)  
第二条の二 センターにおける次の表の上欄に掲げる利用区分ごとの定員は、それぞれ

れ同表の下欄に定めるとおりとする。

利用区分	定員
一 条例第四条の表一の項の児童短期入所事業(児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による措置を含む。)	一〇人
二 条例第四条の表二の項の知的障害者短期入所事業(知的障害者福祉法第十五条の三十二第一項の規定による措置を含む。)	九人
三 条例第四条の表三の項の知的障害者更生施設支援	一〇五人(通所による知的障害者更生施設支援を受ける者一五人を含む。)

第三条中「入所者」を「措置入所に係る者」に改める。

第四条第一項中「第二条の規定により知的障害者援護施設に入所」を「センターの知的障害者更生施設に措置入所」に改める。

第五条中「入所者が」を「知的障害者更生施設に措置入所をしている者(以下「知的障害者更生施設措置入所者」といふ。))は、「に」、「事由」を「理由」に改める。

第六条中「入所者」を「知的障害者更生施設措置入所者」に、「一」を「いずれかに」に改める。

第七条中「知的障害者援護施設の入所者」を「知的障害者更生施設措置入所者」に、「行う者」を「行う市町村」に改める。

別表第一入所定員の項中、「一〇五人(通所による入所者一五人を含む。))」を「第二条の二の表三の項の定員内」に改め、同表入所期間の項中「五年」を「三年」に改める。

別表第二費用の項を次のように改める。

費用	算出した額
知事が別に定める基準により算出した額	市町村長が別に定める基準により算出した額

(山梨県立あけぼの医療福祉センター管理規則の一部改正)

第二条 山梨県立あけぼの医療福祉センター管理規則(昭和五十年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十年山梨県条例第三号」の下に「。以下「条例」といふ。」を加

える。

第二条の見出し中「定員」を「措置入所に係る定員」に改め、同条中「業務の区分による入所」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第三項の規定による入所（以下「措置入所」という。）に係る業務」とに改め、同条の次に次の一条を加える。

（身体障害者更生施設支援を受ける者の定員）

第二条の二 センターにおける条例第四条第三項の表四の項の身体障害者更生施設支援を受ける者の定員は、六十人とする。

第三条中「入所者」を「措置入所に係る者」に改める。

第四条第一項中「身体障害者更生施設に入所」を「センターの身体障害者更生施設に措置入所」に改める。

第五条中「入所している者（以下「身体障害者更生施設入所者」という。）が「措置入所をしている者（以下「身体障害者更生施設措置入所者」という。）は、「に」「事由」を「理由」に改める。

第六条中「身体障害者更生施設入所者」を「身体障害者更生施設措置入所者」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第七条中「身体障害者更生施設入所者」を「身体障害者更生施設措置入所者」に、「市の福祉事務所の長又は町村の長」を「市町村」に改める。

別表第一入所定員の項中「六〇人」を「第二条の二の定員内」に改め、同表入所期間の項中「五年」を「三年」に改める。

別表第二費用の項中  
知事が別に定める基準により算定した額

知事が別に定める基準により算定した額	市町村長が別に定める算定した額
--------------------	-----------------

を  
知事が別に定める基準により算定した額  
に改める。

（山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第三条 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則（昭和五十一年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十一年山梨県条例第二号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第二条の見出し中「定員」を「措置入所に係る定員」に改め、同条中「業務の区分による」を「における知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十一条第一項第一号の規定による入所（以下「措置入所」という。）に係る業務」との「に改め、同条の次に次の一条を加える。

（知的障害者更生施設支援を受ける者の定員）

第二条の二 センターにおける条例第五条第一項の表二の項の知的障害者更生施設支援を受ける者の定員は、六十名とする。

第三条を削る。

第四条中「入所」を「措置入所」に、「知事」を「市町村長」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「入所」を「措置入所」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「入所」を「措置入所」に、「施設長」を「社会福祉法人山梨ライトハウス（以下「管理受託者」という。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 身元引受人が死亡した場合又はその資格を失った場合は、別の身元引受人を定め、前項の例により直ちに管理受託者に提出しなければならない。

3 身元引受人は、住所又は氏名を変更した場合は、直ちに管理受託者に届け出なければならない。

第七条中「の入所者が」を「に措置入所をしている者（以下「知的障害者更生施設等措置入所者」という。）は、「に」「事由」を「理由」に、「の上施設長」を「のうえ管理受託者」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「施設長」を「管理受託者」に、「知的障害者更生施設等の入所者」を「知的障害者更生施設等措置入所者」に、「の上」を「のうえ」に改め、同条第二号中「第四条」を「第三条」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「施設長」を「管理受託者」に、「知的障害者更生施設等の入所者」を「知的障害者更生施設等措置入所者」に、「を経由して」を「及び」に改め、同条を第八条とする。

第十条を削る。

別表第一 知的障害者更生施設の項中「六十名」を「第二条の二の定員内」に、「五年」を「三年」に改める。

別表第二中「別表第二(第五条関係)」を「別表第二(第四条関係)」に改める。  
 第一号様式中「第一号様式(第6条関係)」を「第一号様式(第5条関係)」と、「施設長(氏名)」を「社会福祉法人 山梨ライントハナス」に改める。  
 第二号様式中「第二号様式(第9条関係)」を「第二号様式(第8条関係)」と、「施設長」を「社会福祉法人 山梨ライントハナス」及び「なお、」を「なお、身元引受人は、」に改める。

(山梨県立きぼうの家設置及び管理条例施行規則の一部改正)

**第四条** 山梨県立きぼうの家設置及び管理条例施行規則(昭和五十一年山梨県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十一年山梨県条例第二十五号」の下に、「以下、条例」という。を加える。

第二条の見出しを「(措置入所に係る定員)」に改め、同条中「きぼうの家」という。の下に「における身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第三項の規定による入所(以下「措置入所」という。)」を加え、同条第一号中「百人」を「第二条の二の身体障害者療護施設支援を受ける者の定員内」に改め、同条第二号中「二十人」を「第二条の二の身体障害者授産施設支援を受ける者の定員内」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(身体障害者療護施設支援を受ける者の定員)

**第二条の二** きぼうの家における条例第五条第一項の表二の項の身体障害者療護施設支援及び身体障害者授産施設支援を受ける者の定員は、前者にあつては百人、後者にあつては二十人とする。

第三条中「(以下「療護施設」という。)」及び「(以下「授産施設」という。)」を削り、「入所」を「措置入所」に、「知事」を「市町村長」に改める。

第四条第一項中「療護施設又は授産施設に入所」を「きぼうの家の身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設に措置入所」に、「療護施設又は授産施設の長(以下「施設の長」という。)」を「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団(以下「管理受託者」という。)」に改め、同条第二項及び第三項中「施設の長」を「管理受託者」に改める。

第五条中「療護施設又は授産施設の入所者が」を「措置入所をしている者(以下「措置入所者」という。)」は、「」に、「施設の長」を「管理受託者」に改める。

第六条中「施設の長」を「管理受託者」に、「療護施設又は授産施設の入所者」を「措置入所者」に、「」を「いづれかに」に、「市の福祉事務所の長又は町村の長」を「市町村」に改める。

第七条中「施設の長」を「管理受託者」に、「療護施設又は授産施設の入所者」を

「措置入所者」に、「市の福祉事務所の長又は町村の長を経由して、」を「市町村及び」に改める。

第八条を削る。

第二号様式中「なお、」を「なお、身元引受人は、」に改める。

(山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例施行規則の一部改正)

**第五条** 山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十三年山梨県条例第八号」の下に、「以下、条例」という。を加える。

第二条の見出し中「定員」を「措置入所に係る定員」に改め、同条中「もえぎ寮」という。の下に「における知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定による入所(以下「措置入所」という。)」を加え、同条第一号イ中「六十五人(通所による入所者十五人を含む。)」を「第二条の二の表二の項の定員内」に改め、同号ロ中「五十九人(通所による入所者十九人を含む。)」を「第二条の二第二項の定員内」に改め、同条第二号中「五年」を「三年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(短期入所事業等の定員)

**第二条の二** 梨の実察における次の表の上欄に掲げる利用区分ごとの定員は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

利用区分	定員
一 条例第六条第一項の表一の項の知的障害者短期入所事業(知的障害者福祉法第十五条の三十二第一項の規定による措置を含む。)	六人
二 条例第六条第一項の表二の項の知的障害者授産施設支援	六十五人(通所による知的障害者授産施設支援を受ける者十五人を含む。)
三 条例第六条第一項の表三の項の児童短期入所事業(児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による措置を含む。)	六人

2 もえぎ寮における条例第六条第一項の表二の項の知的障害者授産施設支援を受ける者の定員は、五十九人(通所による知的障害者授産施設支援を受ける者十九人を

含む。)とする。

第三条中「入所中」を「措置入所」に、「知事」を「市町村長」に改める。

第四条第一項中「入所の」を「措置入所の」に、「梨の実察又はもえぎ寮の長(以下「施設長」という。)」を「社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会又は社会福祉法人山梨県社会福祉事業団(以下「管理受託者」という。)」に改め、同条第二項及び第三項中「施設長」を「管理受託者」に改める。

第五条中「入所者が」を「措置入所をしている者(以下「措置入所者」という。)」に、「施設長」を「管理受託者」に改める。

第六条中「施設長」を「管理受託者」に、「入所者」を「措置入所者」に、「一」を「いずれかに」に、「援護の実施機関」を「市町村」に改める。

第七条中「施設長」を「管理受託者」に、「入所者」を「措置入所者」に、「援護の実施機関を経由して、」を「市町村及び」に改める。

第八条を削る。

第二号様式中「なび、」を「なび、身元引受人は、」に改める。

(山梨県立重度身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則の一部改正)

**第六条** 山梨県立重度身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則(昭和五十八年山梨県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則

第一条中「山梨県立重度身体障害者授産施設設置及び管理条例」を「山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例」に改め、「昭和五十七年山梨県条例第三十号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第二条の見出しを「(措置入所に係る定員)」に改め、同条中「あさひワークホーム」という。の下に「における身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第三項の規定による入所(以下「措置入所」という。)」を加え、「六十五人(通所による入所者十五人を含む。)」を「第一条の二の表二の項の定員内」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(短期入所事業等の定員)

**第二条の二** あさひワークホームにおける次の表の上欄に掲げる利用区分ごとの定員は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

利用区分	定員
一条例第五条第一項の表一の項の身体障害	

者短期入所事業(身体障害者福祉法第十八条第一項の規定による措置を含む。)

三人

二 一条例第五条第一項の表二の項の身体障害者授産施設支援

六十五人(通所による身体障害者授産施設支援を受ける者十五人を含む。)

三 一条例第五条第一項の表三の項の児童短期入所事業(児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による措置を含む。)

七人

四 一条例第五条第一項の表四の項の知的障害者短期入所事業(知的障害者福祉法第十五条の三十二第一項の規定による措置を含む。)

七人

第三条中「入所」を「措置入所」に、「知事」を「市町村長」に改める。

第四条第一項中「入所の」を「措置入所の」に、「あさひワークホームの長(以下「所長」という。)」を「社会福祉法人山梨県身体障害者援護協会(以下「管理受託者」という。)」に改め、同条第二項及び第三項中「所長」を「管理受託者」に改める。

第五条中「入所者が」を「措置入所をしている者(以下「措置入所者」という。)」に、「所長」を「管理受託者」に改める。

第六条中「所長」を「管理受託者」に、「入所者」を「措置入所者」に、「一」を「いずれかに」に、「市の福祉事務所の長又は町村の長」を「市町村」に改める。

第七条中「所長」を「管理受託者」に、「入所者」を「措置入所者」に、「市の福祉事務所の長又は町村の長を経由して、」を「市町村及び」に改める。

第八条を削る。

第二号様式中「なび、」を「なび、身元引受人は、」に改める。

(山梨県立はまなし寮設置及び管理条例施行規則の一部改正)

**第七条** 山梨県立はまなし寮設置及び管理条例施行規則(平成七年山梨県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成七年山梨県条例第四十八号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第二条の見出しを「(措置入所に係る定員)」に改め、同条中「はまなし寮」という。の下に「における身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第三項の規定による入所(以下「措置入所」という。)」を加え、「五十人」を

「第二条の二の表二の項の定員内」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
 (短期入所事業等の定員)

第二条の二 はまなし寮における次の表の上欄に掲げる利用区分ごとの定員は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

利用区分	定員
一 条例第五条第一項の表一の項の身体障害者短期入所事業(身体障害者福祉法第十八条第一項の規定による措置を含む。)	五人
二 条例第五条第一項の表二の項の身体障害者療護施設支援	五十人
三 条例第五条第一項の表三の項の児童短期入所事業(児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による措置を含む。)	五人
四 条例第五条第一項の表四の項の知的障害者短期入所事業(知的障害者福祉法第十五条の三十二第一項の規定による措置を含む。)	五人

第三条中「入所」を「措置入所」に、「知事」を「市町村長」に改める。

第四条第一項中「入所の」を「措置入所の」に、「はまなし寮の長(以下「施設長」という。)」を「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団(以下「管理受託者」という。)」に改め、同条第二項及び第三項中「施設長」を「管理受託者」に改める。

第五条中「はまなし寮の入所者が」を「措置入所をしている者(以下「措置入所者」という。)(は、「に」の上「施設長」を「のうえ管理受託者」に改める。

第六条中「施設長」を「管理受託者」に、「はまなし寮の入所者」を「措置入所者」に、「市の福祉事務所の長又は町村の長」を「市町村」に、「の上」を「のうえ」に改める。

第七条中「施設長」を「管理受託者」に、「はまなし寮の入所者」を「措置入所者」に、「市の福祉事務所の長又は町村の長を経由して、」を「市町村及び」に改める。

第八条を削る。

第二号様式中「なお、「を」を「を」に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第五十一号

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十三年山梨県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第四条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第六条中「第五条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第二号様式聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状況及び所見の様式を次のように改める。